

議案第 3 1 号

三田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 8 月 2 3 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市立保育所条例の一部を改正する条例

三田市立保育所条例（昭和33年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 通常保育料は、88,400円を限度として、保育所に在所する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。この項において「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

2 保育所に在所する教育・保育給付認定子どもが保育所において時間外保育を受けたときの延長保育料は、当該教育・保育給付認定子どもの利用方法、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（食費等）

第6条 市長は、前条に定める額のほか、保育所において提供する便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額を教育・保育給付認定保護者から徴収する。

(1) 食事（主食、副食及びおやつ等）の提供（規則で定めるものを除く。）に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市立保育所条例第5条の規定は、施行日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。